

資料5

子ども・子育て支援新制度
説明会（H25.8.6）資料

基本指針の概要

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)
 - 限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考>計画策定のスケジュール

| | | | |
|-------------------------------|--|---|--------------------------|
| 平成25年夏 基本指針案の提示 →平成25年夏以降～ | 市町村において利用希望の調査を実施 都道府県計画、市町村計画の作成 | } | 地方版子ども・子育て会議の意見を聞きながら検討。 |
| 平成26年度前半 後半～ 平成27年4月(予定) | 都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ 認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】 子ども・子育て支援新制度本格施行 | | |

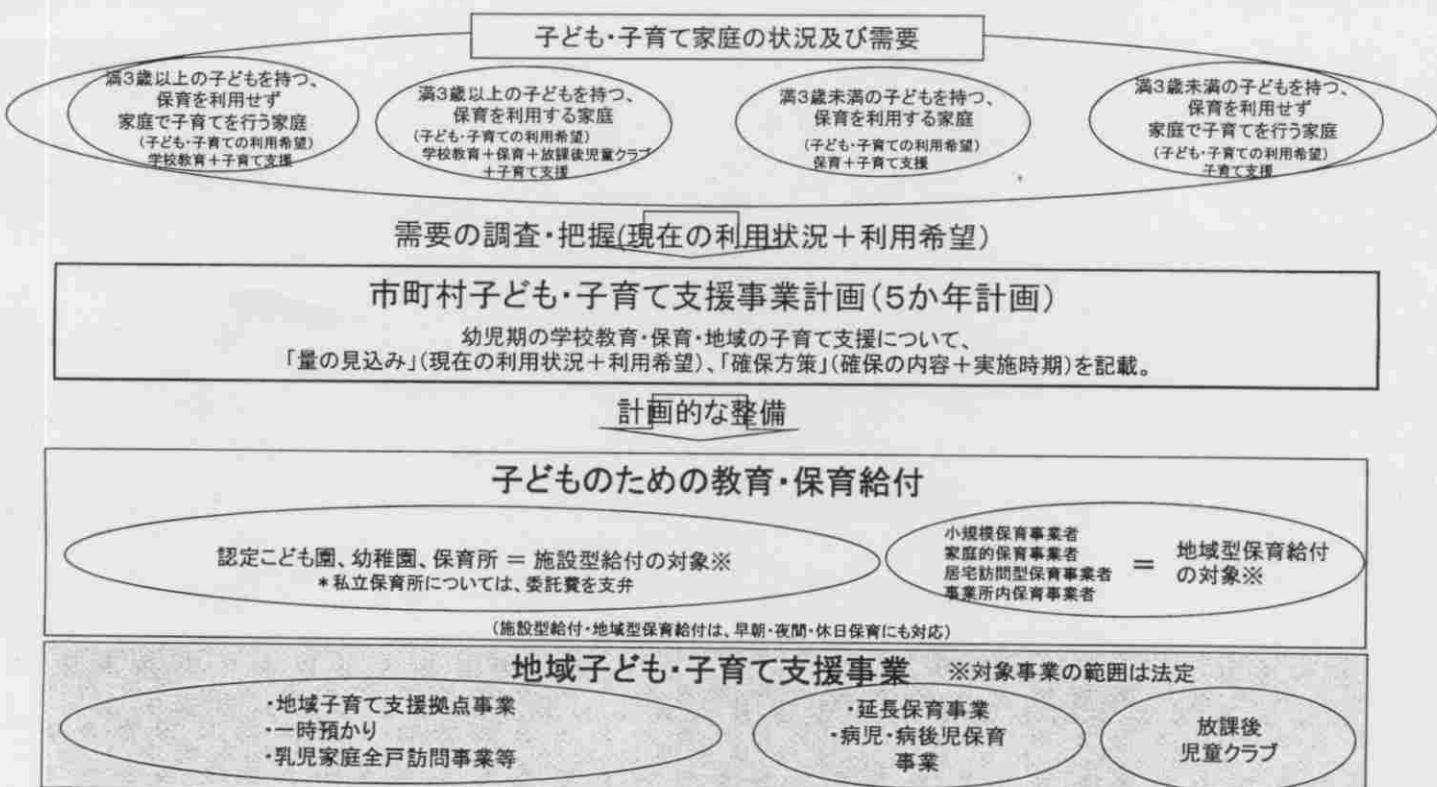
◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
- ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ①

○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。
 ※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。
 ○幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
 ○あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第2号)
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 (第2項第3号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (第2項第4号、第5号)

<任意記載事項>

- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 (第3項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)